

令和6年度から介護保険料が変わります

日高中部広域連合からのお知らせです。

- 65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、令和6年が改定の年となります。
令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料（基準額）は、月額5,500円、年額66,000円ですが、所得などに応じて13段階により決まります。【下記 所得段階別表のとおりです。】
- 介護サービス見込量や介護報酬の改定などに基づいて算定された介護保険料（基準額）は、前年度と比べて、月額400円の増額となります。
- 年金からの引き落とし（特別徴収）により介護保険料を納めている方は、前年の保険料をもとに、仮に算定された保険料を4月支給分の年金より納めていただいております。

■ 所得段階別表

(単位：円)

所得段階区分	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入額と合計所得の合計が80.9万円以下	基準額の0.285	1,560	18,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下	基準額の0.485	2,660	32,000
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額の0.685	3,760	45,200
第4段階	世帯の誰かが住民税を課税されているが、本人が住民税非課税であって、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下	基準額の0.9	4,950	59,400
第5段階	世帯の誰かが住民税を課税されているが、本人が住民税非課税であって、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超	基準額	5,500	66,000
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額の1.2	6,600	79,200
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額の1.3	7,150	85,800
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額の1.5	8,250	99,000
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額の1.7	9,350	112,200
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額の1.9	10,450	125,400
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額の2.1	11,550	138,600
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額の2.3	12,650	151,800
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額の2.4	13,200	158,400

※1 第1段階から第3段階の保険料は、公費による軽減後の金額を記載しています。

【介護保険料についてのお問い合わせ】

日高中部広域連合（新ひだか町役場内） TEL：42-5103